平成２３年（フ）第１７５号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町豆田2612番地２
債務者　古賀　　覺
１　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長戸　和光
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月15日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５０７号
横浜市中区翁町２丁目８番地15　Ｒ’ｓ横濱関内701号室
債務者　今井　一男
１　決定年月日時　平成23年６月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　江塚　正二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月20日午前10時20分
５　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６６５号
札幌市東区北36条東21丁目３番７号
債務者　伊藤　忠秋
１　決定年月日時　平成23年６月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　芝池　俊輝
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月27日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８５４号
埼玉県川口市芝塚原２丁目22番13号　メゾン・トリノ302号
債務者　坂本　幸一
１　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林　　大悟
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月４日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９７８号
埼玉県川口市東本郷２―21―14　マンションペルシア302、住民票上の住所埼玉県川口市江戸袋１丁目17番41―126号　アイビハイツ川口
債務者　中橋　　博
１　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　猪木あすか
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月４日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２９０号
長崎県雲仙市小浜町マリーナ12番地403
債務者　田﨑　美孝
１　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柴田　憲保
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月21日午後２時
５　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２９１号
長崎県雲仙市小浜町マリーナ12番地403
債務者　田﨑　昭子
１　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柴田　憲保
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月21日午後２時
５　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２９２号
鹿児島市武１丁目19番34号　ＩＭＳ武502号
債務者　田﨑　雄三
１　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柴田　憲保
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月21日午後２時
５　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１２５５号
札幌市白石区川下１条６丁目１番２号
債務者　井上　杉芳
１　決定年月日時　平成23年６月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北山　祐記
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月28日午後２時
５　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６２８号
札幌市南区川沿12条３丁目９番16号
債務者　神　　弘
１　決定年月日時　平成23年６月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉田　康紀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月４日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７７号
福井市和田１丁目１番28号　シャルム和田301
債務者　大畠　公一
１　決定年月日時　平成23年６月17日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　八木　　宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月11日午後２時15分
５　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５５号
青森県八戸市大字長苗代字内舟渡73番地３
債務者　中村　匠彦
１　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　源新　　明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月７日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１６４号
佐賀県佐賀市鍋島１丁目６番29号
債務者　西虹産業こと　西山　孝弘
１　決定年月日時　平成23年６月15日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　辻　　泰弘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月13日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１６６号
群馬県高崎市棟高町1802番地35　レオパレスエーレ204号室、住民票上の住所群馬県高崎市箕郷町西明屋217番地21
債務者　青木　　勇
１　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２３３号
埼玉県深谷市上野台540番地11
債務者　松本　　勝
１　決定年月日時　平成23年６月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２４５号
埼玉県深谷市上柴町西５丁目７番地７　36―31
債務者　森　　紀彦
１　決定年月日時　平成23年６月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２５０号
埼玉県比企郡吉見町大字長谷1643番地35
債務者　西岡　仁美
１　決定年月日時　平成23年６月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部